



SATOYAMA INITIATIVE

「SATOYAMAイニシアティブ」に関するパリ宣言

(仮 訳)

1. SATOYAMAイニシアティブに関する国際有識者会合が、パリの国連教育科学文化機関(UNESCO)本部で2010年1月29~30日に開催された。本国際会合は、これに先立ってアジアで開かれた2つの準備会合(2009年7月25日 於:東京、2009年10月1~2日 於:マレーシア・ペナン。各会合の報告資料についてはwww.satoyama-initiative.org/jp/を参照のこと)の成果を踏まえ、日本国環境省(MOE-J)及び国連大学高等研究所(UNU-IAS)の主催並びにUNESCO、国連環境計画(UNEP)及び生物多様性条約事務局(SCBD)の共催で開催された。
2. 本国際会合は、SATOYAMAイニシアティブ構想に関して議論し、本イニシアティブに抱合すべき活動の構成要素を参加者間で定めることを目的として、生物多様性条約(CBD)締約国会議(COP)のビューローメンバー、CBD科学技術助言補助機関(SBSTTA)のビューローメンバー、政府間機関・政府機関、学術機関及び特に先住民コミュニティや地域コミュニティと密接な関係を持つ非政府組織(NGO)の生物多様性・コミュニティ開発専門家の参加を得て、一般公開で行われた。武内和彦国際連合大学副学長、スパンサー・トーマス生物多様性条約科学技術助言補助機関(SBSTTA)議長、ソマリー・チャンカンボジア環境省国際条約及び生物多様性局長、ジェームズ・H・セヤニマラウイ国立植物標本園及び植物園園長が、共同議長として議事を進行した。
3. 本国際会合の参加者は、日本政府及びUNU-IASによるSATOYAMAイニシアティブの展開・促進の取り組みを高く評価した。また、締約国、その他政府及び関連する機関による当該イニシアティブへの参加の機会について注目された。日本政府及びUNU-IASは、これまでにインターネット上にSATOYAMAイニシアティブのポータルサイトを開設・管理している。また、2009年に実施されたマラウイ、カンボジア、メキシコ、ペルー等におけるワークショップ及び文献調査を通じて20例を超えるさまざまな国におけるケーススタディを実施した。
4. 本国際会合の主要な成果は、「共同議長総括」と本パリ宣言である。本宣言は会合参加者間の議論を反映させたものであるが、必ずしも本国際会合に出席した政府及び国際機関、その他機関の見解を反映したものではない。本宣言は、SATOYAMAイニシアティブの概要、目的、主な活動及び運営メカニズムに関する記述を含む。本国際会合参加者は共同議長に対し、本宣言をSBSTTA第14回会合(2010年5月10~21日 於:ナイロビ)及び生物多様性条約第10回締約国会議(2010年10月18~29日 於:愛知県名古屋市)に提出するよう要請した。

熱帯・亜熱帯地域に自生するクウシンサイは集落周辺の水路や田んぼによく見られる。これらの地域では広く食用されており、経済的にも重要な価値をもつ。

マレーシア国サバ州コタキナバル市：カダザン族は主に自家用の小規模な稲作を行っている。無農薬の水田は、カエルや昆虫、小魚のような生き物の生息地を提供している。これらの生き物を捕食するサギなどの鳥は人間と共生し、健全な生態系を表している。

© B. Y. L. Wong

附属文書

生物多様性の恩恵と人間の福利のための「SATOYAMAイニシアティブ」

1. 「社会生態学的生産ランドスケープ」¹は、生物多様性を維持しながら、人間の福利に必要な物品・サービスを継続的に供給するための人間と自然の相互作用によって時間の経過とともに形成されてきた生息・生育地と土地利用の動的モザイクである。こうしたランドスケープは何世紀にもわたって存続できることが証明されており、文化遺産の生きた手本とされる。同ランドスケープの管理はエコシステムアプローチや生物多様性の持続可能な利用に関するアジス・アベバ原則・指針²に適ったものであり、生物多様性条約(CBD)のポスト2010年目標の実施のためのツールになり得ると多くの調査により示されている。このようなランドスケープにおいては、生態系の許容量と回復力の範囲内で自然資源の循環的な利用がなされる。現地の伝統文化の価値・重要性を認識し、さまざまな組織が自然資源管理に参加・協力し、地域の社会経済に寄与している。このようなランドスケープの管理活動は食糧生産、生活向上及び生態系保全の最適なバランスの維持につながるものである。
2. 社会生態学的生産ランドスケープは世界のさまざまな地域に存在し、フィリピンではムヨン(*muyong*)やウマ(*uma*)、パヨ(*payoh*)、韓国ではマウル(*mauel*)、スペインではデヘサ(*dehesa*)、フランス他地中海諸国ではテロワール(*terroirs*)、マラウイやザンビアではチテメネ(*chitemene*)、日本では里山(*satoiyama*)という名称で呼ばれる。その一部は、IUCNの自然保護地域カテゴリー下ではカテゴリーVIに該当する保全ランドスケープ・シースケープや世界文化遺産地域、生物圏保護区、世界重要農業伝統システム、あるいは先住民保護地域やコミュニティ保護地域と公式に認知されており、それらすべてが伝統文化の慣習(一部の事例では現代的な文化慣習も含まれる)に即して、生物資源の賢明かつ持続可能な利用を行っている。

利点

3. 会合での発表や文献に記されたケーススタディから得られた情報は、社会生態学的生産ランドスケープを効果的に管理することによって、幅広い供給サービス、調整サービス、文化的サービス、基盤サービスが保障され、地域コミュニティの生活と人間の福利の向上やミレニアム開発目標(MDG)および関連する国家開発計画の達成が促進されることを示唆している。また、同ランドスケープは、コミュニティを構成する各住民にそのルーツやアイデンティティの意識を創出する。加えて、とりわけ炭素吸収源や貯蔵庫を保全・促進し、温室効果ガスの排出を削減し、ランドスケープレベルあるいは地域レベルの気候変動による悪影響に適応する回復力を強化することによって、気候変動の緩和・適応にも寄与する。また、社会生態学的生産ランドスケープは生物多様性条約の実施にも大きく貢献することができる。さらに、これらのランドスケープは、保護された地域を連結することによって、より広域にわたる接続性・コリドー保全の実現を図る上で重要な役割を果たすこともできる。

課題

4. 一部の社会生態学的生産ランドスケープは、地方人口の減少や高齢化のために放棄されている。また、世界各地の同ランドスケープのなかには無計画な都市化や産業化、人口・資源需要の増加などさまざまな圧力にさらされているものも多い。同ランドスケープの損失や劣化によって、それから提供されるさまざまな生態系サービスが減少することは確実であり、こうしたサービスに依存する地域コミュニティやさらに広範囲のコミュニティに深刻な影響

¹ 社会生態学的生産ランドスケープとは、ある種の二次的自然地域(biocultural landscapes)である。本宣言ではシースケープも含むものである。

² 生物多様性条約締約国会議決議VII/12附属書II

がもたらされる。一部の事例では、社会生態学的生産ランドスケープが地域コミュニティの生活需要を完全に満たすものではなかったために、雇用や生活条件の改善を求める人々が都市に移住した結果、放棄されている。このような中、これまで何世代にもわたって維持されてきたこうしたランドスケープを今後も存続させていくためには先住民コミュニティや地域コミュニティを支援する幅広いオプションが必要である。

イニシアティブ

概要と目標

5. SATOYAMAイニシアティブは、社会生態学的生産ランドスケープの価値の世界的な認識の向上や前述の課題への対応をはじめとする同ランドスケープ支援及び必要に応じた再活性化、再構築のための方策の必要性に応えるために整備されたもので、その全体的な目的は、社会生態学的生産ランドスケープを促進・支援し、同ランドスケープによる人間の福利及び生物多様性条約の3つの目的への寄与を維持することである。
6. SATOYAMAイニシアティブは社会生態学的生産ランドスケープを対象とする他の既存のイニシアティブの重要性を認識し、協力・支援基盤の提供に努める。
7. SATOYAMAイニシアティブは2010年以降の生物多様性条約新戦略計画の実施のためのエコシステムアプローチに基づいたツールとしても捉えることができる。特に、2020年目標に関連する、農業、養殖業、林業が行われている全ての地域での持続可能な管理、過剰肥料(窒素、リン)や他の原因による汚染の削減、気候変動と海洋の酸性化によって影響を受ける脆弱な生態系における複数の圧力の管理、農地生態系における穀物と家畜の遺伝的多様性と野生近縁種の遺伝的多様性の状態の改善、生物多様性の役割に対する意識の向上、重要なサービスを提供し、地方の生活と欠かせない生態系サービスへの適切で公平な利用を保障することに貢献する陸上、淡水及び海洋生態系の保護・回復、伝統的な知識、工夫、慣習及び先住民コミュニティ・地域コミュニティの権利の保護、並びに条約の実施のために必要となる能力(人材及び資金調達)の向上に対して、有用なツールとなり得る。

個別目標 / 活動

8. SATOYAMAイニシアティブは以下の達成を目指している。
 - (a) 社会生態学的生産ランドスケープが人間の生活及び生物多様性条約の3つの目的に与える重要性の理解を促進し、意識を高める。この目標を達成するために以下の活動を行う。
 - (i) ケーススタディを収集・分析し、取りまとめる。教訓を整理し、検索可能なオンライン・データベースやその他の方法を通じて広く公開し、能力開発を支援する。
 - (ii) 以下の方法及び手段に関する研究を行う。
 - ア) 多様な生態系サービスの安定供給を維持するための知恵、知識、行動を促進する。イ) 伝統的な生態学的知識と現代科学を橋渡しし、相互コミュニケーションを図る。ウ) 必要に応じて伝統的な共有地の保有制度を尊重しつつ、「新たなコモンズ」つまり共同管理の新しい形態を探る。エ) 社会生態学的生産ランドスケープを再活性化し革新を図る。オ) 政策及び意志決定過程に成果を統合する。
 - (iii) 人間の福利とモザイク状の社会生態学的生産ランドスケープに関連する回復力を計る指標を開発する。これはランドスケープ及び生態系の自然の構成要素と人為的構成要素の関係を含むものとする。こうした指標を適用し、エコシステムアプローチの実施に寄与する。
 - (iv) 教育や情報の普及、同ランドスケープに関する文書の作成を通じて意識向上を図る。



ブラジル連邦共和国マラニョン州:アマゾンのメアリム・ヴァレーに住む地域住民は移動耕作と放牧とパバスヤシの二次林の利用といった混合農業を行っている。パバスヤシは、葉は屋根材やかご工芸品、果実は油や餌や炭、バイオマスは肥料など、さまざまな用途に使われている。



中国福建省永定県：風水思想に基づいて土地を利用する客家（はっか）は、主に農業を営み、山間部に好んで居住することが多く、百世帯にも上る一族で城のような集合住宅を築き、資源を共同管理している。住居周辺の棚田、茶畑や煙草などの畑、そして二次林は、モザイク状の流れるような調和的なランドスケープを生み出している。

- (b) 適宜、2010年以降の新戦略計画の実施の一環として、上記(a)の活動に基づき社会生態学的生産ランドスケープを支援・拡大する。この目標を達成するために以下の活動を行う。
- (i) 地域の能力開発のためのワークショップや現地でのプロジェクト・活動支援などを通じて社会生態学的生産ランドスケープを維持・再構築・再活性する能力を促進する。
 - (ii) 社会生態学的生産ランドスケープの課題に取り組んでいる地域コミュニティ組織や政府、支援機関、NGO、国連機関・組織と連携し、もしくは連携をさらに強化し、イニシアティブに関する各自の活動の実施における相乗効果を促進する。
- (c) 当該分野で活動を行う他のイニシアティブやプログラム、とりわけGIAHSやIUCN、UNESCOによるものとの連携を図る。

支援メカニズム

9. SATOYAMAイニシアティブが特定する活動を実施するために国際パートナーシップを設立・強化する。本パートナーシップは国内・地方や地域のパートナーシップと連携し、社会生態学的生産ランドスケープに取り組むすべての組織に開かれたものとし、各自の活動やSATOYAMAイニシアティブのもとに計画された活動の実施における相乗効果を促進する。
10. SATOYAMAイニシアティブに提案された活動の促進にあたっては以下の点が重要である。
- (a) イニシアティブの実施の資金源となる可能性のある窓口とメカニズム（生態系サービスへの支払いなどの革新的資金メカニズムを含む）を特定・開拓し、国際パートナーシップの関連プロジェクト及びSATOYAMAイニシアティブのもとに行われる活動を支援すること。
 - (b) イニシアティブ実施（SATOYAMAイニシアティブの国際パートナーシップの支援を含む）に必要な資金源を確保すること。
 - (c) パートナー組織間の協議（現在提案されている国際パートナーシップ総会の開催プロセスに関する協議を含む）を促進し、パートナー組織間や地域間の協力を促進して、具体的な連携プログラム・活動を策定し、各組織によるプログラムの実施における相乗効果を創出すること。
 - (d) 生物多様性条約SBSTTA及び締約国会議の各議題に則して関連成果を報告するほか、締約国の多年度作業計画に関連成果を報告すること。また、2015年のミレニアム開発目標のレビューの一環として関連成果を報告すること。